



「こども基本法と 子どもの権利条約」



2023 年 4 月「こども基本法」が施行され、日本の子ども施策において「子どもの参加」と「子どもの最善の利益の原則」が基本理念に位置づけられました。

国連・子どもの権利条約というグローバル・スタンダードが批准後 30 年経過して、ようやくナショナル・スタンダードになり、国の子ども施策は大きな転換期をむかえています。

ユニセフが提唱する「子どもにやさしいまち」＝子どもの権利を基盤にしたまちをつくるために、私たちおとなはこれからどのような役割を担っていけばよいかを考えます。

とき：2024 年 11 月 2 日（土）

13 時 30 分～15 時 30 分（開場 13 時 15 分）

ところ：奈良県女性センター3 階 講座室 1-2

資料代：500 円

講師：浜田 進士（はまだ しんじ）さん

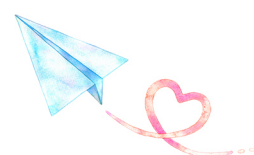
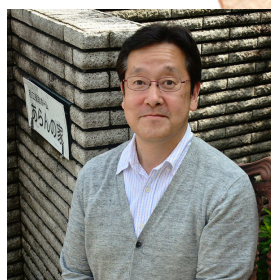
子どもの権利条約総合研究所関西事務所長



近鉄奈良駅徒歩 5 分
駐車場はありません



主催：アムネスティ・
インターナショナル日本 奈良グループ
連絡先：hama310.kira48@gmail.com



アムネスティ・インターナショナルは 1961 年に発足した世界最大の国際人権 NGO です。1977 年にはノーベル平和賞を受賞、翌年には国連人権賞を受賞しました。アムネスティ・インターナショナル日本は、その日本支部として 1970 年に設立されました。